

1 議案名

人事異動（校長・教頭の異動）を
教育長の臨時代理により変更したことの承認について

2 関係法令

- ・徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第2項

令和4年度 南部管区中学校 校長・教頭異動

令和4年7月1日

<p>【校長異動】 (新) 阿南第一中学校長</p>	<p>(旧) 小松島小学校副校長</p>	<p>西山 稔江</p>
<p>【教頭異動】 (新) 小松島小学校教頭</p>	<p>(旧) 千松小学校教諭 (徳島県教育委員会人権教育課 併任指導主事)</p>	<p>三岡 功和</p>

関係法令

○徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

第三条 教育長は、前条第一項各号に掲げる事項について緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができなない場合は、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について、次回会議において委員会に報告し、承認を得なければならぬ。